

令和8年3月19日（木）午前9時00分から和木町役場議事堂において、第2回和木町議会定例会を再開する。

○出席議員（10名）

1	番	三分一	淳	
2	番	明本	光弘	
3	番	津島	宏保	
5	番	嘉屋	富公	
6	番	上田	丈二	
7	番	中村	充子	
8	番	灰岡	裕美	
9	番	小林	秀嘉	
10	番	森脇	明美	副議長
11	番	兼本	信昌	議長

○説明のため出席した者

町	長	坂本	啓三	
副町	長	山下	純二	
企画総務課	長	松井	敏浩	
税務課	長	池田	剛	
住民サービス課	長	上村	克司	
都市建設課	長	片山	博和	
保健福祉課	長	渡邊	真奈美	
教育	長	重岡	良典	教育委員会
事務局	長	鳥枝	靖	〃

○会議に従事した職員

事務局	長	田尾	恵
書	記	中島	芽生子

令和8年第2回(3月)定例会

- 開 会 9時00分
- 議 長 おはようございます。
定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。
- 議 長 日程第1 議案第2号 令和7年度和木町一般会計補正
予算(第9号)
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声)
- 議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採
決に入ります。
- 議 長 議案第2号 令和7年度和木町一般会計補正予算(第9
号)について
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 全員挙手。
- 議 長 したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。
- 議 長 日程第2 議案第3号 令和7年度和木町国民健康保険
特別会計補正予算(第4号)
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声)
- 議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採

決に入ります。

議 長 議案第3号 令和7年度和木町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3 議案第4号 令和7年度和木町介護保険特別会計補正予算(第3号)
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第4号 令和7年度和木町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4 議案第5号 令和7年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
これを議題とします。

令和8年第2回(3月)定例会

本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第5号 令和7年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 議案第6号 令和7年度和木町簡易水道事業会計補正予算(第3号)
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第6号 令和7年度和木町簡易水道事業会計補正予算(第3号)について
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 議案第7号 令和7年度和木町公共下水道事業会計補正予算(第4号)
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第7号 令和7年度和木町公共下水道事業会計補正予算(第4号)について
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 議案第8号 和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第8号 和木町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、

令和8年第2回(3月)定例会

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8 議案第9号 和木町住宅建設奨励金条例の一部を改正する条例
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第9号 和木町住宅建設奨励金条例の一部を改正する条例について
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9 議案第10号 和木町消防団条例の一部を改正する条例
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声)

令和8年第2回(3月)定例会

議長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議長 議案第10号 和木町消防団条例の一部を改正する条例について
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員挙手。

議長 したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第10 議案第11号 令和8年度和木町一般会計
予算

日程第11 議案第12号 令和8年度和木町国民健康
保険特別会計予算

日程第12 議案第13号 令和8年度和木町介護保険
特別会計予算

日程第13 議案第14号 令和8年度和木町後期高齢
者医療特別会計予算

日程第14 議案第15号 令和8年度和木町簡易水道
事業会計予算

日程第15 議案第16号 令和8年度和木町公共下水
道事業会計予算

以上、6議案については、予算特別委員会に審査を付託しておりますので、結果を予算特別委員会委員長から報告願

ます。

嘉屋富公議員。

嘉屋議員。

嘉屋議員

報告いたします。

令和8年度予算特別委員会は、議長を除く9名の議員の構成により、3月16日、17日の2日間で開催し、付託された令和8年度和木町一般会計予算案並びに、令和8年度和木町国民健康保険特別会計予算案など3つの特別会計予算案と2つの公営企業会計予算案について、町長、副町長、教育長及び各担当課長の出席を求め慎重に審査を行いました。

一般会計予算案につきましては、前年度比2%増額の45億8791万円が計上され、特別会計を含めた予算総額は、59億3096万円で1.7%の増となっています。

収入(原稿は歳入)は、個人町民税2億8847万2千円で昨年と比較して4.2%の減額、法人町民税は、5059万2千円で1.1%の増額を見込んでおります。

固定資産税については、町内企業の償却資産増に加え、新築家屋の増加による増収もあり、前年度比0.5%増の9億9757万4千円となる見込みです。

また、町の貯金である来年度の財政調整基金は、繰入金として、前年度比4575万6千円増の4億9931万9千円を計上しました。本年度を上回る取り崩しが必要となる状況にあり、非常に厳しい予算編成となっています。なお、令和8年度末の財政調整基金残高は9億2634万8千円となる見込みです。

最後に町の借金となる町債は予算総額7100万円で、令和7年度より3530万円減額になります。

歳出としましては、米空母艦載機部隊配備の交付金2億5千万円を、新給食センターへの基金に積まず、文化会館の改修工事に1億3585万円や、道路改修工事6100万円等に充てます。ただ、令和12年開始を目ざす給食センターには、基本設計に1085万円、地質調査に1100万円計上

令和8年第2回(3月)定例会

され、議会は財政面でしっかり審査しました。

福祉では、出産後の母子を支援する仕組みで、宿泊・通所・訪問などの形態で専門機関による母親の体調管理、子どもの健康チェック、育児指導等が受けられる産後ケアや、各予防接種事業を引き続き行う予算の確保等、子育て支援の充実に安心致しました。

教育では、国の補助による小中学校のGIGAスクール端末の買い換えに、それぞれ2695万、失礼しました、もう1回いきます。小学校の方では2695万円、中学校には1934万円計上され、今回はタブレットから高度な操作やアプリケーションの活用が可能となるノートパソコン配備となります。小学校への新設シーソー設置84万には、学校への安全確保を要望しました。また、今後の町の負担が続く様々なクラウド利用料9210万円や、DX推進事業8305万円については、議会もしっかり注視していかなければなりません。

総括質問では、令和12年完成予定の給食センターの財源問題や、今後の町の財政計画を質し、公債費や町債の適正な運営について説明を受けました。さらに、人口減少対策、社会福祉協議会への補助体制等についても質問が出され、今後の町政運営の持続について説明を求めました。

全体として、令和8年度予算は、現状を見据えたうえで、財政面を考慮しつつ、将来への備えを準備した予算措置となっていることを確認しました。

予算特別委員会では、各委員により、細部にわたる質問や意見が出され、慎重な審議がなされました。予算の執行においては、安全・安心で活気ある住みたくなる街づくりに、事業効果の向上に向け、職員の英知を結集して、行政運営に努められるよう申し入れました。

以上、慎重な審査をした結果、議案第11号令和8年度和木町一般会計予算案、第12号の和木町国民健康保険特別会計予算案、和木町介護保険特別会計予算案、和木町後期高齢者医療特別会計予算、議案第16号、15号・16号和木町

令和8年第2回(3月)定例会
簡易水道事業会計予算、和木町公共下水道事業会計予算、
以上、一般会計予算案と3つの特別会計予算案、2つの企業、
公営企業会計予算案は、全会一致で原案のとおり、可決すべ
きものと決しましたのでご報告いたします。

令和8年3月19日

予算特別委員会委員長 嘉屋富公

議長 長 ただいまの委員長報告に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声)

議長 長 質疑がないようですので質疑を終結します。

議長 長 これより議案ごとに討論、採決を行います。

議長 長 議案第11号 令和8年度和木町一般会計予算
これを議題とします。

議長 長 本案に対する討論を許します。
討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採
決に入ります。

本案の委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、可決することに賛成の方の挙手を求
めます。

議長 長 全員挙手。

令和8年第2回(3月)定例会

議長 したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長 議案第12号 令和8年度和木町国民健康保険特別会計予算

これを議題とします。

本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

本案の委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員挙手。

議長 したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長 議案第13号 令和8年度和木町介護保険特別会計予算

これを議題とします。

本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

本案の委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

- 議 長 全員挙手。
- 議 長 したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。
- 議 長 議案第14号 令和8年度和木町後期高齢者医療特別会計予算
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)
- 議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
本案の委員長報告は可決です。
委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 全員挙手。
- 議 長 したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。
- 議 長 議案第15号 令和8年度和木町簡易水道事業会計予算
これを議題とします。
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)
- 議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
本案の委員長報告は可決です。
委員長報告のとおり、可決することに賛成の方の挙手を求

めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第16号 令和8年度和木町公共下水道事業会計予算

これを議題とします。

本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

本案の委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第16 議案第17号 和木町第6次総合計画基本構想の策定について

これを議題とします。

本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議長 議案第17号 和木町第6次総合計画基本構想の策定について

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員挙手。

議長 したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第17 陳情第1号 町政運営における町長の発言に関する陳情について

これを議題といたします。

陳情第1号については、議会運営委員会に審査を付託しておりますので、結果を議会運営委員会委員長から報告願います。

津島 宏保 議員。

津島議員。

津島議員 議会運営委員会より報告いたします。

当町職員有志一同から提出された「町政運営における町長の発言に関する陳情」について、兼本議長から議会運営委員会に審査を付託されましたので、審査経過及び結果についてご報告申し上げます。

陳情書における「問題になっている発言内容」の最後の一文。

「報告がなければ、何か起こった際は、その方に責任をとっ

てもらいます。」

この発言は、捉えようによっては「責任の押し付け」ではなく、組織における『報・連・相』報告、連絡、相談の重要性を説いたものという見方もできますが、33年間行政に携わってきたという坂本町長の発言としてみるならば、いささか不適切であったという印象は拭えません。

こういったご発言は、根底に「責任を回避したいという意図がある」とも受け止められかねないだけでなく、ハラスメントに値するといっても決して過言ではなく、厳に慎むべきであろうと感じております。

いうまでもなく、町長は「和木町という自治体の首長」であると同時に、「和木町役場という組織の代表者」でもあり、町長の言動や考え方は「和木町で暮らす人である町民」及び「和木町役場で働く者である町職員」に大きな影響を与えることを、あらためてご認識いただきたいと思っております。

本委員会において慎重に審査をいたしましたところ、当該発言につきましては、町長から既に撤回及び謝罪がなされていることが確認されました。

しかしながら、町政を担う組織の長として、その発言が職員や町政運営に与える影響は決して小さくないことから、改めて発言の真意及び監督責任に対する認識について十分な説明がなされるとともに、今後職員が安心して職務に専念できる職場環境の確保に向け、適正な労務管理の徹底を求めます。

町長には、これからの3年半の任期を、まずは町職員との信頼を回復しつつ、密に連携をとりながら町民の安心・安全な暮らしのために、健全な町政運営を先頭に立って導いていただければと存じます。

本委員会におきまして採決を行った結果、本陳情は全会一致をもって採択するべきと決定いたしました。

以上、議会運営委員会より報告といたします。

令和8年第2回(3月)定例会
議会運営委員会委員長 津島宏保

議長 ただいまの議会運営委員会委員長の報告に対し、質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声)

議長 質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声)

議長 討論がないようですので討論を終結し、採決に入ります。

議長 陳情第1号に対する委員長の報告は採択です。
委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。
ちょっとはっきりと出していただけますか。

議長 挙手多数。

議長 したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり、採択することに決定をいたしました。

議長 ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。
坂本町長。

坂本町長 まず、本定例会におきまして、私に発言の機会、お時間をいただきまして誠にありがとうございます。
この度は、私の不用意な発言により、多くの方にご迷惑をおかけしました件につきましては、深くお詫びを申し上げます。

す。大変申し訳ございませんでした。

まず経緯につきましてですが、先月2月2日の定例幹部会において、「私に報告がない場合は、私は責任はとれません。私の方にどんな些細なことでも報告をいただければ、私が町長としてすべて責任をとりますので認識をお願いします。報告がなければ何か起こった際は、その方に責任をとってもらいます。」という発言をいたしました。

この発言を耳にした、もしくはこの発言の文章に目を留めた職員の方々から、町長としての責任を回避している。また職員に対し過度なプレッシャーを与えているとの指摘を受けました。

指摘を受け、すぐに私自身、職員の気持ちに気づかされ、発言の撤回、謝罪をいたしたところでございます。些細な案件についても連絡をしていただきたいと報告を促す意味で申し上げましたが、謝罪により発言の事実が消せるものではありません。軽率な発言であり、改めてお詫びをいたします。

なお、発言の撤回による議事録等からの削除を求めているものではないことも申し添えさせていただきます。

具体的な対応といたしまして、2月27日、議会運営委員会終了後、本陳情書の内容を確認、その内容について真摯に受け止め管理職員以外の職員の代表である職員労働組合の執行委員長、及び書記長に陳情書を提示するとともにその発言について撤回、及び謝罪をさせていただきました。

また今月2日、各所管の幹部一同が、幹部職員が一堂に会する場である定例幹部会議におきましても、同様に発言の撤回、及び謝罪をさせていただきます。

今後改めて自治体組織の長といたしましての自覚、責任を認識し、二度と今回のようなことが起こらぬよう、努めてまいります。

今議会におきまして、これからの組織改革についてもご意見ご質問をいただきましたが、陳情にもございます職員が安心して職務に専念できる、専念できる適正な労務管理の徹底を踏まえた組織づくり、環境づくりを行う事をお約束し、私

令和8年第2回(3月)定例会

からのお詫びとさしていただきます。

議

長

丁寧な説明ありがとうございました。

なお、町長サイドにおかれましては、採択されました陳情の3点につきましては、議会への文章での回答をお願いしておきます。

議

長

日程第18 議員派遣について
これを議題とします。

議

長

おはかりします。

議員派遣の件については、お手元に配布してありますとお
り派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありません
か。

(「なし」の声あり。)

議

長

異議なしと認めます。

議

長

したがって、議員派遣については、お手元に配布してあり
ますとおり派遣することに決定しました。

議

長

日程第19 特定事件の付託

各常任委員会、議会運営委員会及び議会改革特別委員会に
は、お手元に配布してありますとおり、次の定例会まで引き
続き、特定事件の調査研究を付託したいと思いますが、ご異
議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議

長

異議なしと認めます。

令和8年第2回(3月)定例会

議 長 したがって、各常任委員会、議会運営委員会及び議会改革特別委員会には、次の定例会まで特定事件の調査研究を付託することに決定いたしました。

議 長 以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

議 長 おはかりします。
これで、令和8年第2回和木町議会定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長 異議なしと認めます。

議 長 これをもちまして、令和8年第2回和木町議会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

議 長 閉 会 9 時 3 3 分